

議案第30号

松阪市放課後児童クラブ施設条例の一部改正について

松阪市放課後児童クラブ施設条例（平成18年松阪市条例第4号）の一部を次のように改正する。

平成27年2月16日 提出

松阪市長 山中 光茂

松阪市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例

松阪市放課後児童クラブ施設条例（平成18年松阪市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「者は、」の次に「市内の小学校に就学している」を加え、「次に掲げる」を削り、同条各号を削る。

別表に次のように加える。

南小学校区放課後児童クラブ施設	松阪市小片野町729番地4
-----------------	---------------

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。